

# 子育て世帯向け宅地貸付け及び譲渡制度

## 七ヶ宿町定住促進宅地

### 制度内容

町有地を子育て世帯向け住宅用地として貸付け、期間に住宅を建て居住した後に、土地を無償で譲渡します。

- 貸付期間：3年（無償）
- 保証金：10万円（契約締結時に納付）
- 建築条件：貸付けから2年の間で住宅を新築してください。

### 対象者

#### 条件1

概ね40歳未満のご夫婦で、義務教育終了までの子どもがいる方。

#### 条件2

七ヶ宿町に住民登録をして定住する方。

#### 条件3

市町村税等を滞納していない方。

町内在住の方も対象です

### 交通手段・時間

- 〈車の場合〉所要時間 75分  
仙台より東北自動車道白石I.C.を下車  
▶国道4号▶国道113号
- 〈JRの場合〉所要時間 70分  
仙台駅(新幹線)▶白石蔵王駅  
▶町営バス(七ヶ宿町役場行)



七ヶ宿町でのスローライフ  
はじめてませんか



### 子育て支援



#### [子育て応援支援金]

- ・第1子 総額30万円
- ・第2子 総額50万円
- ・第3子 総額70万円

※在住1年以上の方対象

#### [保育料・給食費無料]

#### [医療費支援]

出生から高校生まで医療費・入院時の食事代が無料

他にも手厚い支援制度有

### お問い合わせ



〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 126

七ヶ宿町ふるさと振興課

☎0224-37-2194

<https://town.shichikashuku.miyagi.jp>





## 「住みたい」を応援

町では、住宅を新築した場合に助成金を交付しています。  
詳しくは農林建設課までお問い合わせください。

交付対象となる経費	補助上限額	備考
新築住宅に係る費用	300万円	助成額が上限額に満たない場合は、対象費用の1/2を助成します。

### ●申請方法

町ホームページまたは役場農林建設課窓口に設置している申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

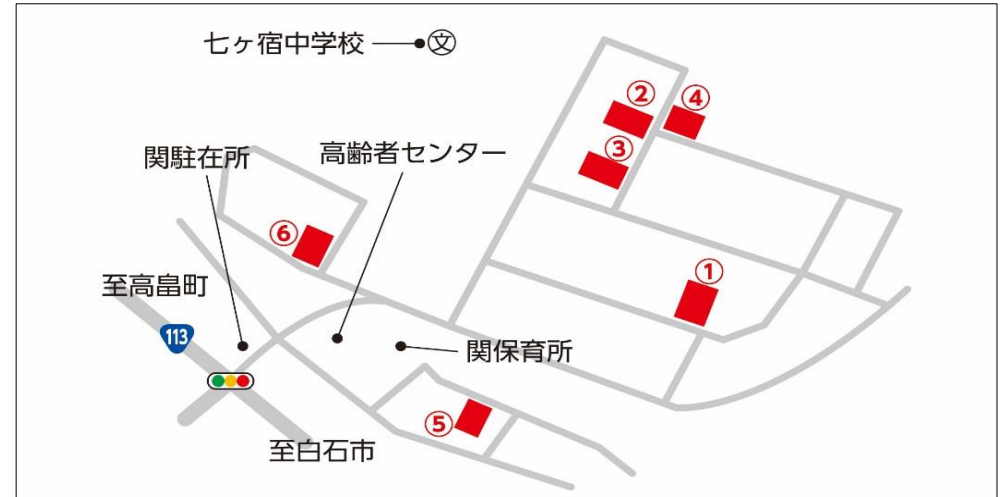
●お問い合わせ 七ヶ宿町農林建設課 ☎0224-37-2194



## 位置図

所在地／七ヶ宿町字瀬見原地内

番号	住所	番号	住所
①	七ヶ宿町字瀬見原 22 番地	④	七ヶ宿町字瀬見原 61 番地
②	七ヶ宿町字瀬見原 44 番地	⑤	七ヶ宿町字瀬見原 93 番地
③	七ヶ宿町字瀬見原 46 番地	⑥	七ヶ宿町字瀬見原 1 1 3 番地



## 「貸付け」から「譲渡」まで

土地の貸付けお申込み

土地の貸付け決定

土地の譲渡お申し込み

土地の登記・引き渡し

① お申込みは、七ヶ宿町ふるさと振興課の窓口、又は町ホームページに掲載している貸付申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類を添えて提出してください。

- ・住民票謄本
- ・納税証明書（納税義務を有する方全員分）
- ・確約書（印鑑証明書添付）
- ・住宅建築計画書

② 審査の上、貸付けが決定した場合は、1ヶ月以内に契約を締結します。

③ 契約締結日に、契約保証金（10万円）を納付していただきます。

⑤ 貸付け契約日より2年以内に住宅を建築し居住した後、完了届に必要な書類を添えて提出してください。

⑥ 建築後、譲渡申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類を添えて提出してください。

※譲渡に関する必要書類について詳しくはお問い合わせください。

⑦ 建築を確認し審査の後、譲渡を決定した場合は、1ヶ月以内に契約を締結します。

⑧ 譲渡契約締結の後、所有権移転の登記手続きを行い、登記完了後に土地をお引き渡しいたします。